

## 物部川エリアでの観光博覧会実行委員会後援事業承認事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、物部川エリアでの観光博覧会実行委員会が後援する事業に係る承認事務を適正に行うための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後援 経済の活性化、地域振興、文化・芸術・スポーツの振興などに貢献するため、事業の実施について賛同することをいう。

### (名義)

第3条 この要領による共催又は後援の名義は「物部川エリアでの観光博覧会実行委員会」とする。

### (承認基準)

第4条 後援の名義の使用を承認することができる事業は、次のいずれかに該当する主催者が行うものでなければならない。

- (1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずるもの
- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体
- (3) 民間の企業又は団体

2 後援等の名義の使用を承認することができる事業は、次の各号に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 市民福祉の増進又は地域社会の発展に寄与すると認められるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動等と認められないもの
- (3) 事業の性質が営利的色彩のないもの
- (4) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないもの

2 前項の規定にかかわらず、物部川エリアでの観光博覧会の円滑な推進の見地から特に必要があると認めるものについては、後援の承認をすることができるものとする。

3 主催者が、高知県暴力排除条例（平成22年10月22日条例第36号）第2条第1号から3号のいずれかに該当すると認める場合は、後援の承認の対象としない。

### (申請手続)

第5条 後援の承認を受けようとする者は、別記第1号様式若しくは別記第1号様式の2又は次の事項を記載し、原則として名義使用開始(事業の開催日又は、物部川エリアでの観光博覧会実行委員会の名義を使用した文書やポスターの印刷作業の開始日のいずれか早い日をいう)の14日前までに、物部川エリアでの観光博覧会実行委員会事務局へ提出するものとする。

(1) 事業の名称、目的及び内容

- (2) 主催者の職、氏名及び事務局等連絡先
- (3) 開催日時（期間）及び開催場所
- (4) 参加対象者及び参加見込者数
- (5) 他の共催者及び後援者（予定者を含む）
- (6) 入場料金その他参考事項

（決定）

第6条 前条の規定による申請があった場合、第3条第1項に規定する名義の使用については、後援の申請のあった事業を物部川エリアでの観光博覧会実行委員会事務局がその内容を審査し、適当と認めるときは別記第2号様式による承認通知書により、承認できないときはその旨を、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第7条 事業の主催者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに当該変更又は中止に係る内容について、別記第3号様式若しくは別記第3号様式の2を物部川エリアでの観光博覧会実行委員会事務局へ届け出なければならない。

（承認の取消）

第8条 後援を承認した事業であっても、その内容が第4条の承認基準に該当しなくなると認められるときその他共催又は後援することが不適当となったと認められるときは、その承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による承認の取消については、第6条の規定を準用する。

（事業の完了報告）

第9条 事業の主催者は、共催又は後援の承認を受けた事業が完了したときは、別記第4号様式又はそれにかわる報告を遅滞なく物部川エリアでの観光博覧会実行委員会に提出するものとする。

（無断使用）

第10条 後援の承認の手続きを経ずに、第3条に規定する名義を無断使用した場合（承認前に既に印刷し、公表した場合を含む。）は、警告書を出すことができるとともに、その事由によっては、以後の共催又は後援の承認は認めないものとする。

（雑則）

第11条 申請者が事実と異なる申請を行った場合又は第9条の規定に定める書面を提出していない場合には、その事由によっては、以後の共催又は後援の承認は認めないものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年2月9日から施行する